

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

令和3年6月

福 崎 町

## 避難勧告等の判断・伝達マニュアル目次

### 第Ⅰ編 水 害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所・・・1
2. 避難すべき区域・・・2  
表1) 避難すべき区域
3. 避難勧告等の発令の判断基準・・・5  
表2) 判断基準  
表3) 避難指示等の判断基準と発令対象地区
4. 避難勧告等の伝達方法・・・11  
表4) 避難指示等の伝達先・伝達方法  
伝達先チェックリスト・・・12  
(参 考)・・・13  
表5) 避難指示等の標準的な意味合い
5. 避難勧告等の伝達内容の例・・・14

### 第Ⅱ編 土砂災害

1. 対象とする災害及び警戒すべき箇所・・・15
2. 避難すべき区域・・・16  
表6) 避難すべき区域
3. 避難勧告等の発令の判断基準・・・17  
表7) 避難勧告等の発令判断基準
4. 避難勧告等の伝達方法・・・19
5. 避難勧告等の伝達内容の例・・・19

### 第Ⅲ編 ため池災害

1. 対象及び警戒すべきため池・・・・・・・・・・ 21
2. 避難すべき区域・・・・・・・・・・ 21
3. 避難勧告等の発令の判断基準・・・・・・・・・・ 22  
表7) 避難勧告等の発令判断基準
4. 避難勧告等の伝達方法・・・・・・・・・・ 22
5. 避難勧告等の伝達内容の例・・・・・・・・・・ 23



# 第I編 水 害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

## 1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

### ■市川破堤・越水氾濫

#### 1) 警戒すべき区間

- ・市川上流右岸山崎地区から新町地区・馬田地区・福田地区・駅前地区・西治地区・高橋地区まで
- ・市川上流左岸井ノ口地区から北野地区・辻川地区・西野地区・中島地区・吉田地区・八反田地区・長目地区まで

#### 2) 市川の特長

- ・市川に設置している県量水標（有線テレメーター）における氾濫危険水位（レベル4水位；5.7m）、避難判断水位（レベル3水位；5.3m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。

#### 3) 特に注意を要する区間

##### ●危険箇所

- ・市川左岸の神崎橋上下流200m
- ・市川右岸の神崎橋下流100m
- ・市川右岸の月見橋下流300m
- ・市川右岸の西谷側合流点より下流400m

##### ●重要水防箇所

- ・市川左岸の姫路市香寺町境から上流市川町境までの3,500m
- ・市川右岸の姫路市香寺町境から上流市川町境までの5,000m

### ■七種川破堤・越水氾濫

#### 1) 警戒すべき区間

- ・七種川上流左岸福田地区から駅前地区・馬田地区・新町地区・西治地区まで
- ・七種川上流右岸出屋敷地区から新町地区・西治地区まで

#### 2) 七種川の特長

- ・七種川に設置している町量水標における氾濫注意水位（1.15m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量よ

り算出している。

3) 特に注意を要する区間

●重要水防箇所

- ・土石流のおそれのある谷筋

【直谷川】 山崎地区、直谷池より上溝、下溝まで

■雲津川破堤・越水氾濫

1) 警戒すべき区間

- ・雲津川下流左岸 北野・田尻・辻川・西野地区

2) 雲津川の特長

- ・雲津川に設置している町量水標における氾濫注意水位（0.90m）は伝達及び避難時間を想定し、既往洪水における最大水位上昇量より算出している。

3) 特に注意を要する区間

●危険箇所

- ・雲津川左岸の西田原、巖橋より上流150m
- ・雲津川右岸の西田原、巖橋より上流150m

●重要水防箇所

- ・雲津川右岸の西田原・巖橋から東田原・文珠橋までの600m

留意事項・・・対象とする河川は基本的には福崎町水防計画書に重要水防箇所として記載されている河川等を参考に選定しているが、人的被害を及ぼす危険性が極めて低く、かえって避難行動をとらせることにより、遭難する危険性が高まる河川（谷川・大内川・直谷川・福田水路及び福田川・南田原川・坂の下川）及び水路（内水氾濫のおそれのある箇所）は除くものとする。また、平田川・西谷川についても同様とする。

☒) 警戒すべき区域（水害）

- ・水害に対して警戒すべき区間・箇所の詳細は、福崎町水防計画及び福崎町防災マップ（ハザードマップ）による。

## 2. 避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成

したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

- ・「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表 1) 避難すべき区域

■市川破堤・越水氾濫

避難区域	対 象 地 区	災害の様相
想定浸水深 50cm 程度以上	(右岸) 山崎地区,福田地区,駅前地区, 馬田地区,新町地区,西治地区, 高橋地区 (左岸)井ノ口地区,北野地区,辻 川地区,西野地区,吉田地区,八 反田地区,中島地区, 長目地区	床上浸水
想定浸水深 50cm 未満	(右岸) 山崎地区,福田地区,駅前地区, 西治地区 (左岸)井ノ口地区,北野地区,辻 川地区,田尻地区,吉田地区,八 反田地区,中島地区,西光寺地 区	床下浸水

■七種川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm 程度以上	(右岸) 板坂地区,出屋敷地区,新町地区, 西治地区 (左岸) 福田地区,駅前地区,馬田地区, 新町地区	床上浸水
想定浸水深 50cm 未満	(右岸) 田口地区,長野地区,出屋敷地区 (左岸) 板坂地区,桜地区,福田地区,駅前地区, 馬田地区,新町地区	床下浸水

■雲津川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相
想定浸水深 50cm 程度以上	(左岸) 北野地区,辻川地区	床上浸水
想定浸水深 50cm 未満	(右岸) 北野地区,田尻地区,辻川地区, 西野地区 (左岸) 北野地区,田尻地区,辻川地区, 西野地区	床下浸水

図) 避難すべき区域

- ・福崎町防災マップ (ハザードマップ) による

<留意事項>

- ・浸水深が 50cm を上回る (膝上まで浸水が来ている) 場所での避難行動は危険である。
- ・流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能である。
- ・用水路等への転落の恐れのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険である。
- ・浸水深 50cm 未満の地域については危険が及ぶと判断される場合は、自主避難を呼びかける。
- ・避難が遅れた場合は、自宅の 2 階や近隣の堅固な建物へ避難する等、安全な場所に身をおくこと。

### 3. 避難指示等の発令の判断基準

- \* 避難指示等の発令の判断基準は表2)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

#### 表2) 判断基準

\* 避難指示等は、以下の規準により、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

#### ■ 市川破堤・越水氾濫

河川名	市川 県量水標（有線テレメーター） 神崎橋地点
対象地区	長目地区,中島地区,吉田地区,八反田地区,西野地区,辻川地区,北野地区,井ノ口地区,新町地区,馬田地区,山崎地区,福田地区,駅前地区,西治地区,高橋地区
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位観測所の水位が避難判断水位(5.3m)(レベル3水位)に達した場合</li> <li>・ 雨量が1時間20.0mmを記録し、更に大雨が予想される場合</li> <li>・ 当町に大雨・洪水警報が発表され、更に大雨が予想される場合</li> <li>・ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位(5.7m)(レベル4水位)に到達した場合</li> <li>・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>・ 生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> </ul>

<b>【警戒レベル 5】</b> 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が堤防高である(6.7m)に到達した場合(越水・溢水のおそれが高い場合)</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・決壊や越水、溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合)</li> </ul>
----------------------------	--

\*水位の予測は、災害対応総合ネットワークシステム(フェニックス防災システム)の氾濫予測システムの予測水位にて確認する。

\*市川上流にある市川町・神河町・朝来市の降雨状況も確認すること。

■七種川破堤・越水氾濫

河川名	七種川 町量水標 七種川橋地点
対象地区	新町地区,出屋敷地区,馬田地区,駅前地区,福田地区,西治地区
<b>【警戒レベル 3】</b> 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量が1時間20.0mmを記録し、更に大雨が予想される場合</li> <li>・水位観測所の水位が避難判断水位(1.3m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合</li> <li>・当町に大雨・洪水警報が発表され、更に大雨が予想される場合</li> <li>・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> </ul>
<b>【警戒レベル 4】</b> 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が一定の水位(1.4m)に達し、更に水位の上昇が予想される場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</li> </ul>
<b>【警戒レベル 5】</b> 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が堤防高である(1.9m)に到達した場合(越水・溢水のおそれが高い場合)</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・決壊や越水、溢水が発生した場合(消防団等からの報告により把握できた場合)</li> </ul>

\*現地の状況を確認の上、発令すること。

■雲津川破堤・越水氾濫

河川名	雲津川 町量水標 雲津橋地点
対象地区	北野地区,辻川地区
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量が1時間 20.0mm を記録し、更に大雨が予想される場合</li> <li>・水位観測所の水位が一定の水位 (1.0m) に達し、更に水位の上昇が予想される場合</li> <li>・当町に大雨・洪水警報が発表され、更に大雨が予想される場合</li> <li>・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</li> </ul>
【警戒レベル 4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が一定の水位 (1.3m) に達し、更に水位の上昇が予想される場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</li> </ul>
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が堤防高である (1.6m) に到達した場合 (越水・溢水のおそれが高い場合)</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・決壊や越水、溢水が発生した場合 (消防団等からの報告により把握できた場合)</li> </ul>

\*各流域のレーダー雨量は、市町村向け「川の防災情報」にて確認する。

\*現地の状況を確認の上、発令すること。

表-3 避難指示等の判断基準と発令対象地区

・判断基準の主たる要因ごとに避難指示等を発令する対象地域を以下に示す。

対象地域		水位の上昇	各区間における河川施設の状況（越水・崩壊等）					
		水位観測所	市川右岸 市川町行政界 ～神崎橋	市川右岸 神崎橋 ～中国道	市川右岸 中国道 ～香福橋	市川左岸 月見橋 ～神崎橋	市川左岸 神崎橋 ～中国道	市川左岸 中国道 ～香福橋
		神崎橋 (有線レベルメーター)						
市川右岸	山崎	○	○					
	馬田	○	○					
	福田	○	○					
	駅前	○	○					
	新町	○		○	○			
	西治	○		○	○			
	高橋	○			○			
市川左岸	井ノ口	○				○		
	北野	○				○		
	辻川	○				○	○	
	西野	○				○	○	
	吉田	○						○
	八反田	○						○
	中島	○						○
	長目	○						○

対象地域		水位の上昇	各区间における河川施設の状況（越水・崩壊等）							
		水位観測所	七種川右岸	七種川右岸	七種川右岸	七種川右岸	七種川右岸	七種川左岸	七種川左岸	七種川左岸
		七種川橋 （目視）	田口奥池 ～松尾橋	板坂橋 ～長野橋	長野橋 ～七種川橋	七種川橋 ～中国道	中国道 ～市川合流地点	板坂橋 ～長野橋	長野橋 ～七種川橋	七種川橋 ～市川合流地点
七種川右岸	田口	○	○							
	長野	○		○	○					
	出屋敷	○			○					
	新町	○				○	○			
	西治	○					○			
七種川左岸	板坂							○		
	桜							○		
	福田	○							○	
	駅前	○							○	
	馬田	○								○
	新町	○								○

対象地域		水位の上昇	各区间における河川施設の状況（越水・崩壊等）			
		水位観測所	雲津川右岸 文珠橋～巖橋	雲津川右岸 巖橋～市川合流点	雲津川左岸 文珠橋～巖橋	雲津川左岸 巖橋～市川合流点
		雲津橋 (目視)				
雲津川右岸	北野	○	○		○	
	田尻	○			○	○
	辻川	○		○	○	○
	西野	○		○		○
雲津川左岸	北野	○	○		○	
	田尻	○			○	○
	辻川	○		○	○	○
	西野	○		○		○

#### 4. 避難指示等の伝達方法

・避難指示等の伝達先・伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

表 4) 避難指示等の伝達先・伝達方法

伝 達 先	伝 達 方 法
(住 民)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住民</li> <li>◇区長</li> <li>◇自主防災組織代表者</li> <li>◇学校、企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（同報系）※サイレン吹鳴（但し、吹鳴は避難勧告以上とする）</li> <li>・広報車、消防車</li> <li>・町ホームページ</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・電話</li> <li>・ふくさき防災ネット</li> </ul>
(災害時要配慮者、福祉関係機関等)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時要配慮者</li> <li>◇町社会福祉協議会</li> <li>◇高齢者施設、障害者施設</li> <li>◇認定こども園</li> <li>◇病院等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（同報系）</li> <li>・広報車、消防車</li> <li>・町ホームページ</li> <li>・電話、F A X</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・ふくさき防災ネット</li> </ul>
(防災関係機関等)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇警察署、消防署、消防団</li> <li>◇兵庫県、県下市町</li> <li>◇ライフライン事業者(関西電力送配電株,西日本電信電話株)</li> <li>◇報道機関（テレビ、ラジオ）</li> <li>◇公共交通機関（JR 西日本、神戸バス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（同報系）</li> <li>・広報車、消防車</li> <li>・災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</li> <li>・町ホームページ</li> <li>・電話、F A X</li> </ul>

### 伝達先チェックリスト【伝達漏れがないか確認する】

#### チェック <住民等への伝達>

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（自治会）の会長・・・電話（FAX）
- 役場ホームページへの掲載

#### チェック <災害時要配慮者・福祉関係機関及び自主防災組織への伝達>

- 避難支援者（民生委員・児童委員等）・・・電話（FAX）
- 社会福祉協議会・・・電話（FAX）

#### チェック <防災関係機関への伝達>

- 消防団（本部・分団長）・・・電話、携帯電話メール
- 兵庫県災害対策本部・・・電話、FAX、フェニックス防災システム入力
- 中播磨県民センター・・・電話、フェニックス防災システム入力
- 姫路土木事務所（福崎事業所）・・・電話（FAX）
- 姫路市中播消防署・・・電話（FAX）
- 福崎警察署・・・電話（FAX）

#### チェック <災害時における情報伝達体制によるFAX送信（報道機関等）>

- 朝日放送(株) 報道情報局 ニュースセンター
- 関西テレビ放送(株) 報道局 報道部
- (株)毎日放送 報道局 ニュースセンター
- (株)毎日放送 ラジオ局 報道部
- 讀賣テレビ放送(株) 報道局
- 大阪放送(株) 制作報道局 製作報道部
- NHK神戸放送局放送部
- (株)サンテレビジョン 報道部
- (株)ラジオ関西 経営本部、総務部 報道制作部
- (株)Kiss-FM KOBE 編成局 編成部
- 関西インターメディア(株) 編成制作グループ 編成部
- 兵庫県 企画県民部 災害対策課 防災・危機管理班

<留意事項>必要に応じ、伝達先を選定し、連絡すること。

(参 考)

表 5) 避難指示等の標準的な意味合い

\*避難指示等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	・災害のおそれがある状況	・高齢者、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をするなど、自主的避難のタイミングであり、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル 4】 避難指示	・災害発生のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況	・命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

## 5. 避難指示等の伝達内容の例

### 1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文(例)

- ・緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令。
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇川が増水し、氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に速やかに避難してください。
- ・福崎町防災マップで自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・避難場所は〇〇、△△、□□(指定緊急避難場所等)を開設しています。

### 2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文(例)

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ちサイレンを吹鳴すること】

- ・緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に今すぐに避難してください。
- ・福崎町防災マップで自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅の近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- ・避難場所は〇〇、△△、□□(指定緊急避難場所等)を開設しています。

### 3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文(例)

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ちサイレンを吹鳴すること】  
(河川氾濫が切迫している状況)

- ・緊急放送！緊急放送！

- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇川が増水し、既に堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあります！
- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・避難場所への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

#### (河川氾濫を確認した状況)

- ・緊急放送！緊急放送！
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、
- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・避難場所への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者に伝達することに努める。)

## 第Ⅱ編 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

### 1. 対象とする災害及び警戒すべき箇所

福崎町においては、土石流及び急傾斜地の崩落による土砂災害に対して警戒する必要がある、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

1) 土砂災害の発生する恐れのある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

・（土石流）

土砂災害警戒区域 31 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 6 箇所）

・（がけ崩れ）

土砂災害警戒区域 61 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 40 箇所）

2) 土砂災害のおそれのある警戒すべき箇所の分布

- ・町の北西部、西部、東部には、土砂災害警戒区域（土石流・がけ崩れ）が多く点在している。

図) 警戒すべき区域

- ・土砂災害に対して警戒すべき箇所の詳細は、福崎町防災マップ（ハザードマップ）による。

## 2. 避難すべき区域

避難指示の対象となる「避難すべき区域」は表6)のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図は、地形要件から作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

表 6) 避難すべき区域

対 象 地 区	災害の様相
(田原小学校区) 加治谷地区, 亀坪地区, (八千種小学校区) 余田地区 (福崎小学校区) 山崎地区, 福田地区, 西谷地区、 西治地区 (高岡小学校区) 田口地区, 板坂地区, 桜地区	土石流
(田原小学校区) 井ノ口地区, 北野地区, 加治谷地区, 亀 坪地区, (八千種小学校区) 南大貫地区, 東大貫地区, 西大貫地区, 余田地区, 庄地区, 鍛冶屋地区 (福崎小学校区) 山崎地区, 西谷地区, 西治地区, 高橋地 区 (高岡小学校区) 田口地区, 板坂地区, 桜地区	がけ崩れ

図) 避難すべき区域

- ・福崎町防災マップ (ハザードマップ) による。

<留意事項>

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

### 3. 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は表7)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
  - ・避難指示等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る5km、1kmメッシュ毎の危険度判定等にも留意のこと。
  - ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
  - ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- \*避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表7) 避難指示等の発令判断基準

対象地区	・避難すべき区域の全部
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で、「実況又は予想で土砂災害の危険度が警戒レベルに到達」(警戒レベル3相当情報)する場合(高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</li> <li>・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報(土砂災害に関するもの:気象庁HP参照)が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)に切り替える可能性が高い旨言及されている場合など(夕刻時点で発令)</li> </ul>

<p><b>【警戒レベル 4】</b> 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報）が発表された場合</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報で、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル 4 相当情報）する場合</li> <li>・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>・近隣で土砂災害の前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル 5】</b> 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報【土砂災害】）が発表された場合（発令対象区域は、土砂災害に関するメッシュ情報等により適切に絞り込むこと）</li> <li>・土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>

#### 4. 避難指示の伝達方法

第 I 編水害の 4. を参照

#### 5. 避難指示等の伝達内容の例

##### 1) 【警戒レベル 3】 高齢者等避難の伝達文（例）

- ・緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難発令。
- ・こちらは、福崎町です。
- ・土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル 3 「高齢者等避難」を発令しました。
- ・〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に速やかに避難してください。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・避難場所は〇〇、△△、□□(指定緊急避難場所等)を開設しています。

##### 2) 【警戒レベル 4】 避難指示の伝達文（例）

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ちサイレンを吹鳴すること】

- ・緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難指示発令。
- ・こちらは、福崎町です。

- ・土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に今すぐに避難してください。
- ・ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や溪流から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
- ・避難場所は〇〇、△△、□□(指定緊急避難場所等)を開設しています。

### 3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文(例)

**【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ちサイレンを吹鳴すること】  
(土砂災害発生が切迫している状況)**

- ・緊急放送！緊急放送！
- ・こちらは、福崎町です。
- ・福崎町に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状態であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・避難場所への立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や溪流から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

**(土砂災害発生を確認した状況)**

- ・緊急放送！緊急放送！
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・避難場所への立ち退き避難が危険な場合には、少しでも崖や溪流から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- ・(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者に伝達することに努める。)

## 第Ⅲ編 ため池災害

ため池災害とは、ため池の決壊による下流の浸水をい、大雨時は、ため池の水位や堤体の老朽化状態等を考慮し、避難指示等を発令する。また、一定の震度以上の地震が発生した場合には、ため池の点検を行い、その結果に応じて避難指示等を発令する。

### 1. 対象及び警戒すべきため池

福崎町においては、ため池の決壊に対して警戒する必要がある、防災重点農業用ため池を警戒すべきため池とする。

#### 1) 決壊のおそれのあるため池の数

- ・ 防災重点農業用ため池 65箇所

#### 2) 決壊のおそれのある警戒すべきため池の分布

- ・ 町のほぼ全域で防災重点農業用ため池が点在している。

#### 図) 警戒すべき区域

- ・ 決壊に対して警戒すべきため池の詳細は、福崎町防災マップ（ハザードマップ）による。

### 2. 避難すべき区域

避難指示の対象となる「避難すべき区域」は福崎町防災マップのとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした、ため池浸水想定区域は、ため池の貯水量が満水の状態で決壊した場合を想定して、対象のため池のすべての浸水想定区域を重ね合わせ、最大の浸水想定範囲及び浸水深を示している。

#### 図) 避難すべき区域

- ・ 福崎町防災マップ（ハザードマップ）による

#### <留意事項>

- ・ 避難所へ避難する際は、ため池浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の通過は避けること。
- ・ 避難所への避難が困難な場合には、命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上に避難することを心がけること。

### 3. 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は表8)のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
  - ・ため池の老朽化状況や決壊の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- \*避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想やため池の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表8) 避難指示等の発令判断基準

対象地区	・避難すべき区域の全部
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・数時間後に、ため池が満水状態になる可能性がある場合（高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	・ため池が満水状態になり、堤防より越水する可能性が高くなった場合（避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ため池の堤体に決壊の前兆現象（漏水、堤体の変状、クラック発生等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・ため池が堤防より越水した場合 ・ため池の決壊が確認された場合

### 4. 避難指示等の伝達方法

第I編水害の4. を参照

## 5. 避難指示等の伝達内容の例

### 1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

- ・緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令。
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇池の水位が上昇し、決壊のおそれがあるため、〇〇地区のため池浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・〇〇地区のため池浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に速やかに避難してください。
- ・福崎町防災マップで自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・避難場所は〇〇、△△、□□(指定緊急避難場所等)を開設しています。

### 2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ちサイレンを吹鳴すること】

- ・緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇池の水位が上昇し、決壊のおそれが高まったため、〇〇地区のため池浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区のため池浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚、知人宅等に今すぐに避難してください。
- ・福崎町防災マップで自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ・ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅の近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- ・避難場所は〇〇、△△、□□(指定緊急避難場所等)を開設しています。

### 3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（例）

【※防災行政無線での伝達の場合、伝達に先立ちサイレンを吹鳴すること】  
(ため池の越水が発生している状況)

- ・緊急放送！緊急放送！
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇池の水位が上昇し、既に堤防を越え、氾濫が発生しています！

- ・〇〇地区のため池浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・避難場所への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

**(ため池の決壊を確認した状況)**

- ・緊急放送！緊急放送！
- ・こちらは、福崎町です。
- ・〇〇池の決壊が発生したため、
- ・〇〇地区のため池浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・避難場所への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者に伝達することに努める。)